# 第6章 取組の内容

1 環境配慮物品購入(グリーン購入)における配慮

#### (1) 用紙類の購入に関する取組

用紙類については、原則として古紙配合率が高く、白色度が低いものを購入する。

- ○コピー用紙は、古紙配合率が高く、白色度の低い紙を購入する。
- 〇報告書、ポスター、チラシ等の印刷物は、古紙配合率が高く、白色度が低く、非 塗工の紙を使用する。
- 〇トイレットペーパー、ティッシュペーパー等は、再生紙が使用されている製品を購入する。また、浦添市グリーン購入調達方針の浦添市特定調達品目「てだこロール」を継続使用する。

# (2) 事務用消耗品等に関する取組

事務用消耗品等については、エコマークやグリーンマークの付いた商品はもとより リターナブル容器の製品やリサイクルシステムの確立した製品を購入する。

- ○文具・事務用品等は、エコマーク商品、グリーンマーク商品等環境に配慮したことを示すラベルの付いた商品を優先的に購入する。
- 〇リターナブル容器の製品や詰め替え可能な商品、簡易的な包装の商品を優先的に 購入する。
- 〇廃棄の際のリサイクルシステムが確立した製品を購入する(リユースしやすいものも含まれる)。
- ○廃プラや間伐材、その他端材等を利用した製品を購入する。
- 〇非フロン系エアゾール製品を購入する。

## (3) 電気製品等の購入に関する取組

電気製品等については、省エネラベルなどを参考に省エネ性能の優れた電気製品を 導入したり、「国際エネルギースターロゴ」の付いた製品を購入する。

- ○電気製品の購入にあたっては、使用目的、場所、数量などを検討して購入する。
- 〇省エネラベルなどを参考に省エネ性能を比較検討し、より省エネ性能の優れた電 気製品を導入する。
- ○○△機器は「国際エネルギースターロゴ」の付いた製品を購入する。
- 〇冷媒を使用するものは、フロン規制対応製品やノンフロン系製品を購入する。
- 〇水を扱う製品については、節水型のものを購入する。
- 〇自動販売機・交付機については台数や設置場所等の適正を検討するとともに、新規に導入する場合は、エネルギー消費効率の優れた自動販売機・交付機を導入する。

# (4)公用車の購入に関する取組

公用車については、低公害車、低燃費・低排出車等環境への負荷の少ないものを購入する。

- 〇公用車については、現在の台数、大きさ、車種等の適正を検討し、順次、環境へ の負荷の低いものへ更新する。
- 〇公用車は、低公害車、低燃費・低排出車等環境への負荷の少ないものを購入する。

# (5) 購入の際に生じる容器・包装に関する取組

購入の際に生じる容器・包装については、業者に持ち帰ってもらうとともに、包装の簡素化を要請し、発生した容器・包装を分別、回収するシステムを確立する。

- 〇発泡スチロールや段ボール等購入した商品の包装容器は、業者に持ち帰ってもら う。
- 〇発生した容器・包装を分別、回収するシステムを確立する。
- ○物品納入業者等に対して、包装の簡素化を要請する。

# (6) その他

- 〇ライフサイクルアセスメント(LCA)を考慮した製品を導入するとともに、L CAを表示した製品の拡大をメーカー等に要請する。
- ○マイカップやマイ箸、マイバック等を使用し、使い捨て品の使用を控える。

# 2 日常的事務における配慮

# (1) 用紙類の使用に関する取組

用紙類の使用については、事務手続きを簡素化し、コピー・印刷の両面化、集約印刷、社内LANやホームページによるペーパーレス化などにより使用枚数を削減する。

- ○資料作成、事務手続きを簡素化する。
- ○試し打ちはミスコピー用紙を利用し、コピー・印刷は原則として両面化及び集約 印刷するなど、用紙使用の適正化を図る。
- ○文書や資料は共有化し、社内 LANやホームページを活用するなど、ペーパーレス化を図る。
- ○会議における資料は必要最小限とし、配布済みのものはこれを持参して用いる。
- 〇ファクスや回覧文書等の鏡文の要否を検討する。
- 〇用紙使用量を定期的に把握するとともに、在庫・発注を管理する。

# (2) 水の使用に関する取組

水の使用については、水圧の調整や節水コマを用いた水量調節、流しっぱなしにしないなどの日常的な節水の励行等により、使用量を削減する。

- ○水道水圧の調整、トイレ用水の節水コマを用いた水量調節、洗面所の水栓弁の調整などによる水の使用削減に努める。
- 〇流しっぱなしにしない、トイレの消音として流さないなど、日常的な節水を励行 する。
- ○雨水タンク・再生タンク等の保守管理を徹底する。
- ○各種用水の使用量を把握し、節水の励行を周知徹底する。

# (3) エネルギーの使用に関する取組

市民サービス及び公務に支障のない範囲での照明の消灯、〇A機器の省エネモードの設定、空調設備の適正な温度管理、職員のエレベータ使用の自粛など、日常の業務における取組によりエネルギー消費量を削減する。

- 〇廊下、階段等の共有部分の照明、昼休みや晴天時の窓際等の照明は、市民サービス及び公務に支障のない範囲で消灯する。
- ○会議室、トイレ等の照明は、使用後必ず消灯する。
- ○時間外勤務時の照明は、必要最小限の範囲のみ点灯する。
- ○時間外勤務時の空調は、使用禁止を原則とする。
- ○空調設備の使用は、空調室の使用用途や使用者の健康面等を考慮の上、適切に室温管理を行う。冷房時の設定温度は下げ過ぎないように努め、室温を 28℃にすることを目安とする。
- ○会議室等の空調設備は、使用後必ず運転を停止する。
- 〇パソコンやコピー機等は、省エネモードに設定し、省エネモードへの移行時間は、 業務に支障のないよう短く設定する。
- 〇電気ポット、コーヒーメーカー等は業務に支障のない範囲で使用を控える。また、 容量の適正化や設備の共用化を検討し、省エネに努める。
- 〇帰宅時には、支障のない限り電気製品のプラグをコンセントから抜く。
- 〇職員は、物品の運搬時を除きエレベータの使用を控え、階段を使用するよう努める。
- ○給湯設備を使用した後は必ず元栓を締める。沸かしすぎの防止等、適正に使用する。

#### (4)公用車の使用に関する取組

公用車の使用については、近距離への使用の自粛、公共交通機関の利用を推進する とともに、タイヤの空気圧等車両の整備、アイドリングストップ等を徹底する。

- 〇公用車の使用に際しては、低公害車、低燃費・低排出車を優先的に使用する。
- 〇近距離への公用車使用を自粛するとともに、近距離への公用車使用は原動機付自 転車の公用車を積極的に利用する。
- 〇可能な場合は公共交通機関(ゆいレール等)を利用し、自動車の使用を抑制する。
- 〇庁用車の使用抑制日を設定する。
- ○タイヤの空気圧を適正にし、エアコンの使用を控え、経済運行速度(一般道路 40 km/h 程度、高速道路 80 km/h 程度)で走行するなどエコドライブに努める。
- 〇アイドリングストップを徹底する。

# (5) その他

- ○夏季は、ノーネクタイやノー上着などの軽装化(クールビズ)に心がける。
- ○冬季は、暖かい衣服の着用(ウォームビズ)に心がける。
- 〇水曜日のノー残業デーを周知徹底する。

# 3 廃棄物の減量化に係る配慮

#### (1) 廃棄物の発生抑制に関する取組

使い捨て容器や過剰包装商品を避け、できるだけ詰替用品を使用するなど、ごみの発生抑制に努める。飲食等の生ごみは、食べ残しを減らしたり、コンポスト化を推進するなどして減量化に努める。

- ○使い捨て容器や過剰包装の購入は避け、ごみの発生抑制に努める。
- ○できるだけ詰替用品を使用し、容器等のごみを少なくする。
- ○ごみ箱の数を減らし、安易にごみとして捨てないようにする。
- 〇まだ使える備品等は、必要としている人に譲り、リユース(再使用)に努める。
- ○物品は、必要なものを厳選し、計画的に購入する。
- ○昼食等の飲食については、食べ残しを減らし、生ごみの減量化に努める。
- 〇庁内においても、生ごみのコンポスト化を推進する。
- 〇マイカップやマイ箸、マイバック等を使用し、使い捨て品の使用を控える(再掲)。

#### (2) 廃棄物のリサイクル等に関する取組

紙ごみ、容器包装プラスチック、缶、ビン類等は、分別を徹底し、リサイクルを推進するとともに、その情報を職員に周知徹底する。

- ○紙ごみは、種類別に分別し、リサイクルを推進する。
- ○容器包装プラスチック、缶、ビン類等、分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- ○分別収集容器を決まった場所に設置し、それを職員に周知徹底する。
- ○廃棄物情報を調査し、その結果を職員に周知徹底する。
- ○庁内でリサイクルできないごみは、外部に再資源化・リサイクルを委託する。

# (3) その他

- 〇代替フロンの漏洩防止に努めるとともに、回収・再利用・破壊を推進する。
- 〇フロン系消火剤の管理を徹底する。

# 4 設計・施工時の配慮

# (1)緑化や道路舗装に関する取組

裸地や構造物等への緑化を推進するとともに、緑化する場合は、地元種を優先的に利用するなど周辺環境に配慮する。道路舗装の施工方法を検討し、熱環境の緩和に努める。

- ○裸地や構造物及びその周辺への緑化を推進する設計・施工に努める。
- 〇緑化する場合は、地元種・在来種を優先的に利用するとともに、野生植物の移植 等を検討する。
- 〇道路は遮熱性舗装や保水性舗装の施工により、舗装箇所の蓄熱量を低減し、熱環 境の緩和に努める。

#### (2) 水道源への配慮

雨水利用や下水処理水の再利用を推進するとともに、雨水の地下浸透に配慮する。

- ○雨水利用を促進するとともに、雨水の地下浸透に配慮する。
- ○下水処理水の再利用を推進する。
- ○感知式洗浄弁、自動水洗等の節水設備を導入する。

#### (3) 設備導入に関する取組

自然採光を工夫した設計、遮光・断熱等を取り入れた設計に努めるとともに、省エネルギー型機器・設備の導入、太陽光等の再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討する。

- ○自然採光を工夫した設計に努め、自然採光を取り入れる設備の設置に努める。
- ○建築物の省エネルギーにつながる遮熱塗料の利用や、遮光・断熱等を取り入れた 熱負荷の少ない設計に努める。
- ○燃焼設備の改修等にあたっては、熱効率のよい設備の導入に努める。
- ○照明や○A機器、空調設備等は、省エネルギー型のものを導入する。
- ○個々に点消灯できる照明系統とし、個々にコンセントを抜けるOA機器の配線等 に努める。
- ○太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギー設備の導入に努め、蓄電池の併用も検討 する。

# (4)環境配慮型工事・資材に関する取組

公共工事の実施にあたっては、排気ガスや温室効果ガス、騒音等の発生の少ない工事を行うとともに、省エネルギー、省資源工法の検討を行い、合板型枠の効率的な利用、溶融スラグや建設副産物等の有効活用に努める。

- 〇公共工事の実施にあたっては、適正な運搬車両台数、運転時間、運搬ルート等を 検討し、排気ガスや温室効果ガス、騒音等の発生抑制に努める。
- ○排出ガス対策型など、環境に配慮した建設機械等の使用に努める。
- ○省エネルギー、省資源工法の検討を行い、その実施に努める。
- ○合板型枠の効率的、合理的使用に努める。
- 〇浦添市グリーン購入調達方針の浦添市特定調達品目「浦添市溶融スラグ」や重点 調達品目「沖縄県リサイクル資材(ゆいくる材)」等の有効活用に努める。

### (5) 廃棄物減量化に関する取組

廃棄物の発生を抑制する工法、再生資材やリサイクルが可能な資材を利用することなどにより公共工事における廃棄物の減量化を推進する。

- ○廃棄物の発生を抑制する工法を採用することにより廃棄物の減量化に努める。
- ○再生資材やリサイクルが可能な資材を利用する。
- ○資源物を分別保管する施設を設置するよう努める。
- ○建設リサイクル法の周知・指導を徹底する。

# 5 施設管理における配慮

# (1)緑化に関する取組

緑化の推進と維持管理に努める。

〇構造物及び周辺の緑化を推進するとともに維持管理に努める。

#### (2) 設備の適正管理に関する取組

空調設備やエレベータ、事務機器等の運転管理を適正に実施する。

- 〇空調設備の管理、エレベータの運転管理、ボイラーの運転管理、事務機器の運転 管理を適正に実施する。
- ○自動販売機、自動交付機の適正配置等を検討する。
- ○個別電気使用量の計測を検討する。
- ○照明の間引きについて、作業環境の基準を考慮し実施する。
- ○デマンド監視装置を導入する等、電気需要平準化に努める。
- ○省エネ診断やCO2ポテンシャル診断等を実施する。
- 〇省エネ等によって払わなくて済むようになった費用の一部を省エネ型の設備投資 に充て、更に省エネを実現していく仕組みを検討する。

# (3)施設の省エネルギーに関する取組

施設で消費するエネルギーの効率的な利用や、使用するエネルギーの削減に努める。

- 〇ESC〇事業や省エネルギー改修等による施設の省エネルギー化を検討する。
- ○建築物の省エネルギーにつながる遮熱製品や断熱材の利用を検討する。
- 〇BEMSの導入や電力の見える化を図り、エネルギーの効率的な利用に努める。

#### (4)水の有効利用に関する取組

排水再利用設備や雨水利用施設等を適正に管理する。

○排水再利用設備や雨水利用施設等を適正に管理する。

# (5) 廃棄物の減量に関する取組

ごみ分別の指導・管理、資源化物分別保管施設の管理、代替フロン使用施設の点検・ 強化により廃棄物の減量に努める。

- 〇ごみ分別を指導・管理する体制を充実する。
- ○資源化物の分別保管施設を管理する。
- 〇代替フロン使用施設の点検を強化する。

# (6)環境への影響の予防

建設物や構築物の環境への影響を予防するため、環境面に配慮した管理、構造物の老朽化や運用の診断、構築物の耐久性の向上に取り組む。

- ○環境面に配慮した管理を行う。
- ○構造物の老朽化や運用の診断を行う。
- ○建築物の耐久性の向上に取り組む。

# 6 修理・改装及び解体における配慮

- (1)代替フロン系ガスの適正処理に関する取組代替フロン系ガスの適正処理を促進する。
  - 〇代替フロン系ガスの回収、再利用に努め、廃棄する場合は破壊を徹底するなど適 正処理を促進する。

# (2) 廃棄物の減量に関する取組

建設廃棄物処理計画による建設廃棄物の処理状況の確認、受注者への分別排出の指導、他の公共事業との情報交換及び調整により廃棄物の減量化及び有効利用に努める。

- 〇建設廃棄物処理計画を受理及び確認し、建設廃棄物の処理状況を確認するなど、 廃棄物発生量の把握に努める。
- 〇受注者への分別排出を指導するとともに、建設廃棄物の再資源化に努めるよう事業者に指示する。
- ○各種電線等のリサイクルを推進する。
- ○他の公共事業との情報交換及び調整を行い、廃棄物の有効利用を図る。